

令和5年分 所得税と市民税・県民税の電子申告・郵送による申告の推奨について

【問合わせ】 税務課 ☎84-0620

令和5年分の所得税と市民税・県民税の申告受付については、各会場の日程等詳細を「はんだ市報 新年号」にて掲載する予定です。会場の混雑が予想されますので、所得税と市民税・県民税の電子申告または郵送による申告にご協力をお願いします。

電子・郵送による申告方法について

パソコン・スマートフォン等から所得税と市民税・県民税の申告手続を行うことができます。

所得税の申告

e-Tax(電子申告)にて申告いただけます。詳しくは、「e-Tax国税電子申告・納税システム」をご参照ください。



▲e-Tax 国税電子申告・納税システム

作成した申告書の郵送による申告も可能です。詳しくは、「国税庁ホームページ内【申告書の提出】」をご参照ください。



▲国税庁申告書の提出

市民税・県民税の申告

市ホームページで市民税・県民税申告書を簡易的に作成することができる住民税申告書作成ツールを導入しています。



▲住民税申告書作成コーナー

作成した申告書は、市ホームページの電子申請・届出システムより電子送信または以下の郵送先へ送付してください。



▲住民税申告書の電子送信

【郵送先】〒475-8666 半田市東洋町2丁目1番地 半田市役所 総務部税務課 市民税担当

令和5年分 障がい者控除対象者認定書を交付します

【問合わせ】 高齢介護課 ☎84-0648



▲市ホームページ

「障がい者控除対象者認定書」は、障がい者手帳を所持していなくても、所得税法上の「障がい者控除」を受けられる書類です。「障がい者控除対象者認定書」が必要な方は、以下のとおり申請してください。
なお、前年分に引き続き交付対象となる方は、令和6年1月下旬に認定書を送付します。

対象者

認定基準日(令和5年12月31日)時点で要支援・要介護認定を受けている65歳以上の方で、知的障がい者または身体障がい者に準ずる一定の基準を満たす方。

※次に該当する方は申請不要です。

- ・令和4年分の認定書が交付された方
- ・重度障がい者手帳(身障手帳1・2級、療育手帳A判定、精神手帳1級)をお持ちの方

受付開始 令和6年1月4日(木)から

※代理人による申請もできます。(親族以外の場合は、委任状が必要です)



▲申請フォーム

申請方法

高齢介護課窓口または郵送で申請書を提出してください。またスマートフォンなどからも申請できます。
※昨年度まで対象となる可能性のある方へ12月上旬に申請書を送付しておりましたが本年度からは送付しません。郵送で申請を希望される方は、申請書をお送りしますので、高齢介護課までご連絡ください。